

環境省施策体系（目標体系）

施策 8 . 環境・経済・社会の統合的向上

市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり、環境保全の人づくり・地域づくりの推進を通じて、環境的側面、経済的側面、社会的側面が統合的に向上する持続可能な日本社会を生み出すことを目指す。

目標 8-1 . 経済のグリーン化の推進

市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、「環境と経済の好循環」を実現することにより、「健やかで美しく豊かな環境先進国」を目指す。

目標 8-2 . 環境に配慮した地域づくりの推進

情報提供の充実等により、地域に対する取組支援と地域間の連帯を進め、環境に配慮した地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止に努め、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。

目標 8-3 . 環境パートナーシップの形成

国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体が、環境保全に関してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。

目標 8-4 . 環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成

NPO や事業者等、様々な主体と連携しつつ、様々な場において、すべての主体に対して、学校・家庭・地域コミュニティが連携した質の高い効果的な環境教育・環境学習を行うことで、自発的、主体的に取り組む意識を醸成する。

本施策を構成する具体的手段

【経済のグリーン化の推進】

- ・ 可能な分野からの税制のグリーン化や税制上の優遇措置等の経済的措置の順次導入、及び地球温暖化防止対策として二酸化炭素の排出量等に応じて課税する環境税（温暖化対策税制）についての検討、等経済的手法の活用。
- ・ 事業活動に環境配慮を織り込むための手法や取組内容の評価手法の開発・普及、SRI（社会的責任投資）等の金融のグリーン化の促進及び環境保全に取り組む企業が高く評価されるような社会的基盤の整備、等事業者の自主的な環境保全活動の推進。
- ・ 国及び地方公共団体におけるグリーン購入の促進や特定調達品目及び判断の基準の見直しの実施、及びグリーン購入地域ネットワークの構築やLCA（ライフサイクルアセスメント）手法の検討・確立、等環境に配慮した製品・サービスの普及促進。
- ・ 環境ビジネスの市場規模等の調査など環境ビジネスに関する基礎調査の実施。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

- ・ 地域における環境保全のために策定される計画のうち、模範となるような計画への策定支援。地方公共団体における環境問題に関する先進的な施策事例等の収集、ウェブ上での情報提供。
- ・ 公害の早急な解決、未然防止を図るための公害防止計画に基づく各種の公害防止施策の推進。

【環境パートナーシップの形成】

- ・ 国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体間のネットワークの構築を通じた、環境保全のための情報の集積・交換・提供。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

- ・ 環境カウンセラー等の人材の育成、子どもエコクラブによる環境教育・環境学習の場や機会の提供、環境教育・環境学習に関する情報提供、環境学習プログラムの整備等、全ての年齢層を対象にした環境教育・環境学習。